

「さいしんダイレクトパーソナル利用規定」改定のお知らせ

当金庫では下記のとおり「さいしんダイレクトパーソナル利用規定」を改定しますので、お知らせいたします。
なお、改定後の新規定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

2026年6月1日（月）

2. 改定理由

「IB専用定期預金」取扱い開始に伴う対応

3. 改定内容

（下線部分を変更・追加）

新	旧
<p>第1条 さいしんダイレクトパーソナル取引</p> <p>1. さいしんダイレクトパーソナルとは</p> <p>さいしんダイレクトパーソナル（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピューター・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、振込、<u>定期預金</u>、税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」、口座情報の照会等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>第6条 定期預金取引</p> <p>1.取引の内容</p> <p><u>（1）お客様からの端末による依頼に基づき、お客様ご本人名義の「IB専用定期預金口座」を開設することができます。</u></p> <p><u>この場合、当金庫が特に定める場合を除き、開設する口座のお取引店はおお客様の指定する本サービス利用口座（以下「元金支払口座」といいます）のお取引店とします。</u></p> <p><u>（2）「IB専用定期預金口座」に当金庫所定の定期預金商品を預入することができます。本サービスによる定期預金（以下「本定期預金」といいます）の預入方法は、「IB専用定期預金口座」と同一取引店の元金支払口座から本サービスによる振替入金によって預入するものとします。</u></p> <p><u>（3）「IB専用定期預金口座」の開設のみはできません。新たに開設する場合は、当金庫所定の定期預金商品を預入するものとします。</u></p> <p><u>（4）「IB専用定期預金口座」へ初回預入した際の元金支</u></p>	<p>第1条 さいしんダイレクトパーソナル取引</p> <p>1. さいしんダイレクトパーソナルとは</p> <p>さいしんダイレクトパーソナル（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピューター・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、振込、税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」、口座情報の照会等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p>

払口座を元金・利息の受取口座とします。

2.通帳・証書の発行

本定期預金に対する通帳・証書の発行はいたしません。

3.適用金利

本定期預金の預入における金利については、受付時点の金利を適用します。

4.定期預金の解約

(1) お客様が指定する本定期預金に対して、本サービスから解約予約の依頼をすることができます。解約の対象となる定期預金は本サービスにより預入された定期預金に限ります。また、「I B 専用定期預金口座」に預入された定期預金の解約は本サービスにより手続きをするものとします。

(2) 本定期預金の解約予約は、「満期解約」をご指定の場合には当該定期預金の直近満期到来日を解約日（当金庫休業日の場合翌営業日）として受け付けます。

満期解約を希望される場合は、お客様が指定する定期預金の満期日の3営業日前までに本サービスから予約してください。

(3) お客様が事情により当該定期預金の「中途解約」を希望される場合は、本サービスの「定期解約」から「中途解約」を指定してご依頼ください。当金庫所定の日に元金・利息を入金します。

また、中途解約依頼に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。

(4) 解約の場合の元金・利息の入金口座は、第6条第1項第4号の取り扱いとします。

(5) 解約予約の受付後は、解約予約の取消はできません。

(6) 当金庫がやむを得ないと認めた場合を除き、当金庫本支店の窓口での解約の取り扱いはいたしません。なお、お届け印は元金支払口座のお届印と共通とさせていただきます。

(7) 当該定期預金に関して相続が発生した場合は、当金庫所定の方法にて相続処理を行います。

第7条 照会サービス（省略）

第8条 通知サービス（省略）

第9条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy」（省略）

第10条 届出事項等の変更

1.契約内容の変更

本サービスの契約内容等を変更するときは、お客様は当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第15条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第6条 照会サービス（省略）

第7条 通知サービス（省略）

第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy」（省略）

第9条 届出事項等の変更（省略）

1.契約内容の変更

本サービスの契約内容等を変更するときは、お客様は当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

<p>2.その他届出事項の変更</p> <p>本サービスに係る届出印を失ったとき、または、届出印、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>この届出の前に生じた損害については、<u>第 15 条</u>に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第 11 条 取引の記録 (省略)</p> <p>第 12 条 海外からのご利用 (省略)</p> <p>第 13 条 免責事項等</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4.郵送上の事故</p> <p>当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）が「お客様カード」の裏面に記載の「契約者 ID（利用者番号）」、「確認用パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、<u>第 15 条</u>に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>また、当金庫が発行した「利用登録用パスワードのご案内」が同様の事由により、第三者（当金庫職員を除きます）が「利用登録用パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、<u>第 15 条</u>に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第 14 条 パスワード等の盗用による不正な資金移動等(省略)</p> <p>第 15 条 利用停止等 (省略)</p> <p>第 16 条 解約等 (省略)</p> <p>第 17 条 通知等の連絡先 (省略)</p> <p>第 18 条 規定等の適用 (省略)</p> <p>第 19 条 規定の変更等 (省略)</p> <p>第 20 条 契約期間 (省略)</p> <p>第 21 条 準拠法・管轄 (省略)</p> <p>第 22 条 譲渡・質入・貸与の禁止 (省略)</p> <p>第 23 条 サービスの終了 (省略)</p>	<p>2.その他届出事項の変更</p> <p>本サービスに係る届出印を失ったとき、または、届出印、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>この届出の前に生じた損害については、<u>第 14 条</u>に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第 10 条 取引の記録 (省略)</p> <p>第 11 条 海外からのご利用 (省略)</p> <p>第 12 条 免責事項等</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4.郵送上の事故</p> <p>当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）が「お客様カード」の裏面に記載の「契約者 ID（利用者番号）」、「確認用パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、<u>第 14 条</u>に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>また、当金庫が発行した「利用登録用パスワードのご案内」が同様の事由により、第三者（当金庫職員を除きます）が「利用登録用パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、<u>第 14 条</u>に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第 13 条 パスワード等の盗用による不正な資金移動等(省略)</p> <p>第 14 条 利用停止等 (省略)</p> <p>第 15 条 解約等 (省略)</p> <p>第 16 条 通知等の連絡先 (省略)</p> <p>第 17 条 規定等の適用 (省略)</p> <p>第 18 条 規定の変更等 (省略)</p> <p>第 19 条 契約期間 (省略)</p> <p>第 20 条 準拠法・管轄 (省略)</p> <p>第 21 条 譲渡・質入・貸与の禁止 (省略)</p> <p>第 22 条 サービスの終了 (省略)</p>
--	--

以上